

議案第 5 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を定める。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

飛驒市長 都 竹 淳 也

1 損害賠償の理由 平成 3 1 年 1 月 2 日時間不明、飛驒市神岡町船津地内の飛驒市飛驒神岡駅下駐車場内において、駐車していた軽自動車に、旧神岡鉄道飛驒神岡駅施設より着雪した雪が落下し、同車両を損傷させた。

2 損害賠償の額	金 2 6 5 , 6 8 0 円		
上記金額の内訳	車両修理費	2 1 3 , 1 9 2 円	
	代車費	5 2 , 4 8 8 円	
相手方の過失割合	0 %		0 円
飛驒市の過失割合	1 0 0 %	2 6 5 , 6 8 0 円	

3 損害賠償をする相手方の住所及び氏名

